

時事会計 No. 45

金融商品会計基準の改定案をどう見る

－何が利益なのか－

キーワード：金融危機、G20（金融サミット）、基準の簡素化、その他有価証券、持ち合い株式、戦略投資、純利益、包括利益、その他の包括利益（OCI）、リサイクリング、業績報告。

関連記事：『日本経済新聞』09年8月19日、20日、9月4日、7日、『毎日新聞』9月4日。

関連資料：『週刊経営財務』09年8月31日（No. 2932）

No.43「日米欧の時価会計『凍結』をめぐって」でもみたように金融危機を受けて時価会計見直しが欧米を舞台に論議されてきたが、国際会計基準審議会（IASB）はこの7月に金融商品会計基準の改定案（公開草案「金融商品：分類および測定」）を公表した。そこには日本にとって大きな影響を及ぼす会計処理が織り込まれている。今回は、この改定案をどう見るか、理論的側面もふまえて議論する。

改定案の骨子－分類・測定の簡素化

IASBは金融商品会計の見直しを①分類・測定、②減損、③ヘッジ会計、の3つに分割して議論を進めているが、今回の改定案は①に関するもので、とりわけその簡素化のあり方が焦点になる。

すなわち、その骨子を3つの手順で示せば、①測定を公正価値と償却原価に2分類し、②公正価値による評価差額は純損益か、その他の包括利益（OCI）のいずれかとし、③OCIに計上すれば処分（売却）のさい（それまでの）累積額はリサイクリングせず、売却損益も受取配当金も純損益とならない、というものである（さらに減損の取扱もなくなる）。

日本への大きな影響は、特に③にかかわる。すなわち、持ち合い株式に代表される「その他有価証券」は現行基準ではリサイクリングを行い、売却損益も受取配当金も純損益となるが、今回の改定案ではそれらすべてができなくなる。早くも産業界や金融機関から異論が噴出しているようだが、議論の焦点はリサイクリング問題にあるといえる（後述）。

日本の「英断」と日本への「配慮」？－IASBの本音は

ちなみに、今回の改定案はIASB側からすれば、日本へのある種の「配慮」だという（『日本経済新聞』09年8月20日）。とりわけ、その配慮が日本のアドプションへの「英断」（09年2月、6月の「日本版ロードマップ案」の公表）とかかわっているなら¹、会計ルール作りが政治的思惑や外交戦略で左右されるということになってしまう。ともかくも、上

¹ 日本版ロードマップ案については、No. 42「IFRS導入の『ロードマップ』案の公表へ」を参照。

記の点からして、日本への「配慮」は歓迎されるべき配慮ではなさそうだ(有り難迷惑?)。

だが、後述するように、よく考えればその「配慮」の意味合いを読み取ることが実はIASBの本音をみるうえで重要になる。

(『日本経済新聞』09年8月20日)

改定案の背景—金融危機、金融規制、会計開示

今回の改定案には理論面もふくめていくつかの論点があるが、その点に触れる前にここで改定案の背景、とりわけ金融危機とのかかわりに触れておくことが重要だ。

金融危機はまずもって経済(金融)の問題であることに間違いないが、では会計のあり方とはどうかかわるか。金融危機の教訓ないし反省はまず金融経済のあり方に向けられるべきだが、欧米での金融商品会計の見直しがG20(金融サミット)の要請を受けていることからしても、会計も無縁ではない。ただ、それが金融規制の一環としてでてきている点には注意すべきだろう²。この点はNo.43「日米欧の時価会計『凍結』をめぐって」で触れたとおりである(特にエコノミストの会計観)。

金融危機と会計規則のあり方とのかかわりは、今回の「簡素化」という点に端的にみられる。逆にみれば、複雑な会計規則が市場の混乱を招いたとする点である(会計規則の複雑化→市場の混乱—(反省)→規則の簡素化→金融商品の透明性)。そこには会計開示でもって、金融危機の教訓ないし反省に対応する会計のあり方がみえる。だが、そうした会計開示だけが金融危機の教訓であろうか。より根本的な教訓の視点(とりわけ歴史の文脈で捉える視点)が必要ではないか。

この点に関してNo.42「IFRS導入の『ロードマップ』案の公表へ」での「金融危機が与えた宿題—経済学と会計学」を参照されたいが、ここでは国際会計基準(IFRS)の世界浸透と英米基準の基礎にあるもの、この視点の大切さを指摘しておきたい。端的に示せば、「機関投資家および投資銀行→アングロサクソン・モデルの伝播→デファクト・スタンダードの国際的浸透→IFRSの世界浸透」である。特に、アングロサクソン・モデルの伝播という視点が重要といえる³。

重要な点は、世界の資本市場の構造変化をもふまえたIFRSの今後のあり方であり、この点でより長期的視点にたったルール作りのあり方が求められる。

いくつかの論点

さて、今回の改定案にはいくつかの問題点が指摘される。列挙してみよう。

² この9月5日に閉幕したG20財務相会議(ロンドン)での「金融システムの強化に向けた宣言」には、単一で室の高いグローバル会計基準の収斂が織り込まれている。そこには、「金融会計」という用語も気になるが、金融規制の一環としての会計規制というあり方がみえる。

³ 拙著『変わる社会、変わる会計』(日本評論社、2006年)コラム11「アングロサクソン・モデルの伝播」参照。歴史の文脈で捉える視点の重要性は、拙著『変貌する現代会計』(日本評論社、2008年)165-67頁参照。

第1は、そもそも一方は純損益になり、他方は純損益とはならない、そうした会計方法の選択ができる会計ルールのあり方そのものである。そうした二者択一の選択は、純損益を直接左右する選択だけに（純損益に入るか否か）、従来の複数処理の選択（例えば減価償却など配分方法に関する選択）とは次元を異にするように思えるからである。

第2は、そうした2つの方法のそれぞれに、どのような理論的裏付け（根拠づけ）があつての選択なのか、これが必ずしも明らかでない点である。換言すれば、どこまでが理論でどこまでが政策か、という点である。

第3は、その理論的裏付けとも係わるリサイクリングの問題である。そもそもリサイクリングする、しないのそれぞれの論拠は何か、これが明らかでないかぎり問題の本質的側面も浮かび上がってこない。この問題は、何が利益かという利益概念と密接にかかわるだけに重要である（後述）。

第4は、純損益になる方法を選べば、それは結局、売買目的有価証券と同じ扱いになるだろうが、となると保有目的を区別しないもとの有価証券の時価評価損益（全面時価アプローチ）の論拠があらためて問われる。すなわち、これまでは保有目的によって会計処理を異にしており、それぞれの論拠も示されていたはずで（例えば日本の基準では「事業に拘束」されているか否かが1つの論拠）、あらためて全面的時価の論拠がどこにあるかが問われることになる。

あらためてリサイクリング問題—考え方の基礎に何が

リサイクリングする考え方の基礎に何があるのか、逆にリサイクリングしない考え方の基礎はどうか。この点は利益の考え方に結びつくだけに、本トピックの理論的側面として重要だ。

まずリサイクリングする考え方だが、そこでのOCIは売却（処分）前は純利益ではないが、やがてはつまり売却時には純利益（NP）になるという点で、純利益に對しいわば暫定的・経過純利益の性格をもつことになる。OCI→NPへの推移という点で、両者の区別は推移的区分にすぎないともいえる。このことは、結局、OCIという利益（income）であっても、それは暫定的・経過純利益にすぎず、その点で利益はただ1つ（純利益）という考え方につながる。

これに對しリサイクリングしない考え方はそうした2段階の認識を認めない。OCI区分への帰属は2段階で変化するものではなく、それ以降もその帰属は変わらない。リサイクリングが未実現→実現（あるいは不確定→確定）といった2段階の推移をみているのに對し、はじめから別物（いわば第2の利益）という考え方がある。したがって、ここでは利益は（純利益を中心にみれば）純利益だけでないことになる。こうした考え方は、実は、1990年代末のイギリスでの業績報告の考え方に見られる。

業績報告のあり方—2つの利益計算と基本区分の考え方

ここで、1990年代末のイギリスでの業績報告の考え方をみておくのが有益である。すな

わち業績報告のあり方をめぐる議論は、イギリス (ASB) の公開草案「財務報告原則書」(1995) にさかのぼる⁴。

そこでの考え方で注目されるのは、経営活動が大きく2つに基本区分され、それぞれから異なる利益計算がでてくる点である。すなわち、1つは営業活動からの利益計算 (①損益計算書)、もう1つは、これが今回のトピックとかかわるが、経営基盤資産の処分および価値変動からの利益計算 (②総認識利得損失計算書) である。そして、後者に関して、とりわけアメリカ (FASB) との対比で、次の2点が重要である。

第1は、経営基盤資産ということであるから、そこには金融資産だけでなく実物資産の時価評価も入ってくるという点である。FASBでは、例えば (売買目的有価証券と区別される) 売却可能有価証券の時価評価差額がOCIとして純利益と区別される点で、ここでの総認識利得損失と類似する。だが、ASBでは実物固定資産の時価評価差額も総認識利得損失計算書のなかに入ってくる。

第2は、総認識利得損失計算書で報告される利得・損失は実現 (処分) したとき損益計算書に振り替えられることはなく、つまりリサイクリングは行わず、両者は最初からまったく別個のものとして認識される点である。FASBが「実現 vs. 未実現」の2区分を基本とし、OCI項目が実現までの暫定的・経過的性格として捉えられているのに対し、ASBでは「操業 vs. 保有」(operating/holding)あるいは「販売活動 vs. 資本活動」(trading activities/ capital activities)という基本的性格の相違を区分の基礎においている。この見方の相違が、一方ではリサイクリングする (FASB)、他方ではリサイクリングしない (ASB)、という考え方の相違となって現れているのである。

今回の金融商品会計基準の改定案も、この観点からみればいくつかの点がみえてくる。すなわち、2段階の損益認識を行わない、つまりリサイクリングしない考え方の基礎に経営基盤資産の時価変動という見方がある。その他有価証券を戦略投資つまりここでの経営基盤資産とみれば、それは最後まで損益 (純利益) 計算書の外ということになる。そこでの受取配当金もまた売却損益も、本体の株式投資がそのような性格であるかぎり同様の扱いになるわけである (時価変動損益、受取配当、売却損益の会計処理の一貫性)。

ただ、そもそも経営基盤資産の時価評価損益からもたらされる成果とはいかなる業績なのか、そこでの保有損益をなぜ業績として認識しなければならないのか、あらためて問われるべきである。

純利益を重視しないー結局は何が本当の利益か

さて、ここで、再びリサイクリング問題に戻ろう。先にリサイクリングする考え方は、利益はただ1つ (純利益) という見方につながると述べた。となると、逆にリサイクリングしない方法 (2段階の認識を禁止) は、OCIと純利益とを明確に区別する点で、いわ

⁴ さらに、それに続くG4+1の特別レポート「財務業績の報告」(1998) およびポジション・ペーパー「財務業績の報告」(1999) がここでの議論において有益である。詳しくは、拙著『時価会計の基本問題』(中央経済社、2000年) 補論9.2参照。

ば2つの(相異なる)利益の存在という見方につながりそうだ。だが、そうだろうか。それはあくまで純利益を中心にしているからではないのか。

OCIの「O」(other)は、純利益ではない「その他」の包括利益という点で、そもそも純利益あつてのOCIといえる。かりに純利益を重視しないなら、OCIのOは不要となろう。つまり、そこには包括利益(CI)ただ1つ、ということになる。となると、結局、リサイクリングするか否かの考え方の対立は、何が本当の利益なのか(純利益か包括利益か)に関する考え方の対立に帰着する。

純利益ではなく包括利益を中心にすれば、純利益もOCIもいずれもCIという「利益」概念に包摂される。その究極は包括利益一本化である(その区別をなくす→純利益をなくす→OCIをなくす)。この点からみれば、改定案での2つの方法の選択には、なお純利益が前提にされている。純利益への影響を回避するためOCIに計上してもよい、という「配慮」もその前提あつてのことといえる。だが、その前提を取り去れば(IASBの本音のところ)、そもそもその選択には意味がなくなる。ここに、冒頭でみた今回の改定案の日本への「配慮」ないし「妥協」の意味合い、逆にみればIASBの本音が見えてくる。

ちなみに、OCIとのからみで、P/LとB/Sとの「クリーンサープラス関係」(資本取引以外の持分変動をP/L経由でB/Sの持分に計上)の議論がなされるが、それもまた同じである。あくまで「P/L=純利益計算書」の見地からの議論か、それとも「P/L=包括利益計算書」の見地からか、この対立の起点を踏まえておく必要がある。前者の観点からすれば、リサイクリングしないOCIはクリーンサープラス関係を満たさないことになる。だが、それはあくまで「P/L=純利益計算書」の見地にたつてのことといえる。

国債は時価評価対象外へー「その他」から「満期保有」へ

見直し案では金融機関が保有する国債の取扱(現在は「その他有価証券」)がどうなるか懸念されていたが、IASBは区分の簡素化にともない時価評価の対象外(満期保有目的債券)にする見解を示したようである(『毎日新聞』9月4日)。

簡素化での2区分への見直しで(投資目的と満期保有)、かりに投資目的とされると時価変動がそのまま純損益に影響するだけに、金融機関サイドに立った見直し案といえる(金融機関は国債の1/3を保有)。さらに、これまでは満期保有目的の有価証券には満期前に売却すると罰則があったが、それも対象外になるようだ。

こうしてみると、今回の改定案には(理論よりも)政策優位の姿勢がみえる。まさに金融機関への政策的配慮といえそうだ。それだけに、制度を相対化する理論の役割がいつそう大切といえる。

ともかくも、IASBは11月には結論を出すようだが、「少なくとも配当金は純利益に」との日本側の要請もでている。上記の論点(理論と政策、本音など)もふまえて、そのゆくえを注目したい。

(以上、09年9月10日)